

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	神石高原町 34545
地域名 (地域内農業集落名)	豊松地区 (南郷、東郷、寺郷、貝原、奴留田、追谷、本町、中町、中筋、川東、野呂川、臂政、野田有賀、堂面、下谷、平谷、天田、野江栗、父賀、内山、東天田、寺谷、中平、日ノ郷、宮尾、批把谷、仁吾、猪鼻、牧迫、湯屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	351 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	344 ha
② 田の面積	192 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	158 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	72 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)遊休農地面積49ha(うち1号遊休農地49ha、2号遊休農地0ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・現在の豊松地区全体の人口に占める65歳以上の人口は令和6年8月1日現在で58.9%となっており、高齢化が進んでいる。

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、増えつつあり、担い手は作業効率の良い農地を中心的に集約を進めざるを得ず、作業を分担できる新たな農地の受け手の確保が必要。

・農地の所有者数が多く、地域内で1haに満たない農地が点在しており、高低差があるため基盤整備も難しく、団地化、集約化についても困難である。

・主として水稻栽培が盛んであるが、トマト、ブドウ、蒟蒻についても担い手による栽培が盛んである。

・また畜産農家との耕畜連携も盛んな地域であるため、WCSや牧草の取組を組み合わせ、地域全体の農地の荒廃を防ぐ検討をする必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻を主要作物としつつ、トマト、ブドウ、蒟蒻などの高収益作物を組み合わせ団地化を形成する。併せて耕畜連携を推進し、WCS、牧草の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

・認定農業者ヒ、フ、ヘ、マ、ム、メ、モ、ヤ、ユ及び農事組合法人S、新規就農者NIによるトマトの団地化、集約化を進める。

・農事組合法人S、認定農業者2、ミ及び地域外の認定農業者4、3、ラなどの担い手と(株)神石高原農業公社が協力し、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

・担い手として自作農家あるいは小規模の兼業農家も農業を担う者として位置づけ、日本型農業直接支払い制度を活用しつつ、地域全体で農地の維持管理を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手として借受希望のある農業者についても農業を担う者として農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	15	%	将来の目標とする集積率
			30 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の所有者が多く、小さな圃場が複雑に入り混じっている。また、地域内に点在している。担い手、地域で効率的な集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 担い手として自作農家あるいは小規模の兼業農家も農業を担う者として位置づけ、農地の計画的な集積、活用を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
貸付け希望農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地中間管理機構コーディネータ、農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組
必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、JAが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
神石高原町耕畜連携協議会を通じてWCSの共同刈取りなどを引き続き実施し作業の効率化を図る。 長期にわたり農地を耕作可能な状態に保つため、作業の一部を委託するなど、神石高原農業公社(株)を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①必要に応じてtegos(一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構)を活用しながら鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりに取り組む。
- ③スマート農業の導入を進め、農作業の効率化を図る。
- ⑤新規就農者に人気があるトマト、ブドウの栽培などは栽培研修～就農まで地域で計画的に支援を行い、団地の形成や効率的な整備を行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。
- ⑨神石高原町耕畜連携協議会を通じてWCSを畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、堆肥センターを活用し、WCSの栽培や有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②関連)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	22経営体		52.7 ha	54 ha		52.7 ha	54 ha		

注1「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 12 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農	4	水稲、WCS、そば、大豆	10.6 ha	- ha	水稲、WCS、そば、大豆	10.6 ha	- ha	4	
2	認農	S	水稲、トマト	8.5 ha	5.9 ha	水稲、トマト	8.5 ha	5.9 ha	S	
3	認農	2	水稲、野菜	13.6 ha	8.1 ha	水稲、野菜	13.6 ha	8.1 ha	2	
4	認農	ヒ	水稲、トマト	0.7 ha	- ha	水稲、トマト	0.7 ha	- ha	ヒ	
5	認農	フ	トマト	1.0 ha	- ha	トマト	1.0 ha	- ha	フ	
6	認農	ヘ	トマト	1.0 ha	- ha	トマト	0.4 ha	- ha	ヘ	
7	認農	ホ	蒟蒻	3.5 ha	- ha	蒟蒻	3.5 ha	- ha	ホ	
8	認農	マ	トマト	0.4 ha	- ha	トマト	0.4 ha	- ha	マ	
9	認農	ミ	水稲、牧草	1.3 ha	- ha	水稲、牧草	1.3 ha	- ha	ミ	
10	認農	ム	トマト	0.9 ha	- ha	トマト	0.9 ha	- ha	ム	
11	認農	メ	トマト	0.9 ha	- ha	トマト	0.9 ha	- ha	メ	
12	認農	モ	トマト	1.1 ha	- ha	トマト	1.1 ha	- ha	モ	
13	認農	ヤ	トマト	0.5 ha	- ha	トマト	0.5 ha	- ha	ヤ	
14	認農	ユ	トマト	0.4 ha	- ha	トマト	0.4 ha	- ha	ユ	
15	認農	ヨ	ブドウ	0.5 ha	- ha	ブドウ	0.5 ha	- ha	ヨ	
16	認農	3	水稲、ブドウ	1.0 ha	- ha	水稲、ブドウ	1.0 ha	- ha	3	
17	認農	ラ	蒟蒻、花卉	3.3 ha	- ha	蒟蒻、花卉	3.3 ha	- ha	ラ	
18	認農	b	トマト	- ha	- ha	トマト	0.6 ha	- ha	b	
19	認就	N	トマト	0.4 ha	- ha	トマト	0.4 ha	- ha	N	
20	認就	N	トマト	0.6 ha	- ha	トマト	0.6 ha	- ha	N	
21	サ	(株)神石高原農業公社	水稲	2.5 ha	40 ha	水稲	2.5 ha	40 ha	-	
22	サ	中山間協定(※以下のとおり)	-	- ha	- ha	-	- ha	- ha	-	

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	1	(株)神石高原農業公社 水稻生産	水稻
2	2	米山協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
3	3	有賀協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
4	4	野江栗協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
5	5	八鳥協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
6	6	平谷協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
7	7	堀越協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
8	8	野呂川協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
9	9	猪鼻協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
10	10	日の郷協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
11	11	仁吾協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
12	12	宮尾協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-
13	13	岩ヶ瀬協定 中山間地域等直接支払制度取組組織	-